

令和3年3月4日

各務原市内の介護保険サービス事業所及び有料老人ホーム等の長 各位

平素より市介護保険行政にご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。  
各務原市介護保険課の山村と申します。

標記の件につきまして、厚生労働省及び岐阜県より下記の事務連絡が送付されましたので、ご確認のうえ、適切にご対応いただきますようよろしくお願いいたします。

- ・新型コロナウイルス感染症患者の退院基準について
- ・高齢者施設等における唾液検体の採取方法について
- ・「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）病原体検査の指針（第3.1版）」及び唾液検体の採取方法について

\*\*\*\*\*

各務原市健康福祉部介護保険課

施設指導係 山村 彩乃

〒504-8555 各務原市那加桜町 1-69

TEL 058-383-1111（内線：2544）

FAX 058-383-6365

E-mail [yamamura-ayano@city.kakamigahara.lg.jp](mailto:yamamura-ayano@city.kakamigahara.lg.jp)

\*\*\*\*\*